

令和4年度「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月15日

宮崎市観光商工部観光戦略課



1. 目的

観光資源としての「神武東遷」の認知拡大を図るとともに、「神武東遷」のストーリーを活用したイベントを実施し、観光誘客と消費額増大の促進を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業業務委託
(以下、「本業務」という。)

(2) イベント名

事業者の提案とする。

(3) 場所

宮崎市

(4) 業務内容

別紙「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

(6) 委託契約上限額

8,500,000円を上限とする(消費税及び地方消費税を含む)

3. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本業務に関する企画提案を行ったも者の中から契約予定事業者を選定する。

4. 企画提案の方法

提案書の提出により行うものとする。

5. 担当窓口

宮崎市 観光商工部 観光戦略課

住 所 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
宮崎市観光商工部観光戦略課(第二庁舎3階)

電 話 0985-21-1791

FAX 0985-20-2132

電子メール: 17kankou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

担当者 企画係 櫻木(さくらぎ)

6. 参加資格

提案書を提出する事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
③	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続き開始後、裁判所の再生計画許可の決定を受けていること。
④	本社を宮崎市内に有すること。
⑤	宮崎市税の滞納がないこと
⑥	法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。 ① 代表者等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるもの。以下同じ。）関係者である場合 ② 代表者等が暴力団関係者を使用した場合 ③ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合 ④ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合
⑦	参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
⑧	宮崎市からの問い合わせに迅速に対応できる体制が整っていること。

7. 説明会

実施しない。

8. 業務スケジュール

実施内容	期日等
公募開始	令和4年 7月15日(金)
参加申込書受付締切	令和4年 8月 5日(金) 午後5時 必着
参加資格要件確認結果通知	令和4年 8月15日(月)
質問の締切	令和4年 8月24日(水) 午後5時 必着
質問に対する回答	令和4年 8月26日(金) までに随時
企画提案書等の提出締切	令和4年 8月29日(月) 正午 必着
審査結果通知	令和4年 9月中旬
契約締結	令和4年 9月下旬
イベント実施	令和5年 2月11日(土)

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

9. 参加申込の手続き

参加希望者は、次により参加表明及び資格確認に必要な書類を提出する。

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	公募型プロポーザル参加申込書 兼誓約書(様式第1号)	
②	法人概要(様式第2号)	
③	業務実績(様式第3号)	実績は、過去2か年(令和2年度から令和3年度)の 当該業務委託同様の業務受託の実績。 実績を示す資料(契約書、報告書の概要等の写し)を 添付すること。
④	暴力団排除に関する誓約書兼同 意書(様式第6号)	
⑤	商業登記簿謄本または登記事項 証明書	発行後3か月を経過していないもの、写し可
⑥	宮崎市税に係る滞納がないこと の証明	発行後3か月を経過していないもの、写し可

(2) 提出方法

持参又は郵送により、「5 担当窓口」あて提出すること。

- (3) 提出期限
令和4年8月5日（金）午後5時 必着
- (4) 提出部数
各書類1部を提出すること。
- (5) 参加資格要件審査結果の通知
参加資格要件審査結果について、令和4年8月15日（月）までに通知する。

10. 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5号）を提出すること。

11. 質問事項等

本要領の内容等について質問がある場合は、下記により質問書（様式第4号）を提出すること。

- (1) 質問の受付
 - ①提出先
「5 担当窓口」と同じ
 - ②提出期限
令和4年8月24日（水）午後5時 必着
 - ③提出方法
持参、電子メールとする。その他の方法及び受付期間をすぎて提出された質問、参加申込者以外の事業者からの受け付けない。
※1 持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日は除く。
※2 電子メールの場合は送信後、担当者（または係）へ電話連絡すること。
- (2) 質問に対する回答方法
 - ①回答方法 プロポーザル参加申込者全員に電子メールで回答する。
(質問者名等は記載しない)
 - ②回答日 令和4年8月26日（金）までに随時

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（任意様式）	作成にあたっては、別紙「仕様書」を参照すること。
②	見積書（任意様式）	見積金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とすること。見積金額の積算内訳を記載すること。
③	緊急連絡体制がわかる資料	

- (2) 提出方法
持参又は郵送により、「5 担当窓口」あて提出すること。

(3) 提出期限

令和4年8月29日(月)正午 必着

(4) 提出部数

- ①正本を1部(法人名称等を記載したもの)
- ②副本を8部(法人名称が特定される情報(名称、ロゴ)の記載のないもの)

1.3. 評価基準及び選定方法

- (1) 別紙、「評価基準」のとおり
- (2) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。
- (3) 「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業業務委託プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提案内容の審査を行い、別紙「「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業業務委託 審査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。
- (4) 選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。
- (6) その他
次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - ④審査の公平性を害する行為があったと宮崎市が認める場合

1.4. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

なお、通知発送日は令和4年9月中旬ごろとする。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を宮崎市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・参加業者の名称(50音順)
 - ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)
- (受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

1.5. 契約に関する事項

- (1) 契約の締結は随意契約とする。
- (2) 受託候補者と提案書に記載された事項に基づき協議を行った上で、契約を行うための見積合わせを実施し、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容

の変更の協議も含む。

(3) 契約締結にあたって、受注者は宮崎市財務規則（平成元年2月21日規則第1号）第105条の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項第3号に該当するときは免除とする。

(4) その他

①契約代金の支払は、業務完了後（完了検査終了後）に行うこととする。

②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

16. その他

(1) 提案書は1法人につき、1案とする。

(2) 業務の一部委託について

当該業務の一部を外部に再委託する場合は、事前に発注者と協議し、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(3) 提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しないものとする。

②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、宮崎市から指示があった場合は除く。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。

④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(4) 提案書に協議の記載をした場合は、提案書を無効とする。また、提出された提案書が、下記のいずれかに該当する場合は、原則その提案書を無効とする。

①提案書の全部または一部が提出されていない場合

②本要領に指示された項目を満たしていない場合

③その他未提出または不備がある場合

(5) 次のいずれかに該当するときは、失格となる場合があるので注意すること。

①本要領に定める事項に違反したとき

②審査結果に影響を与える工作等、不正行為が行われたとき

③その他、本事業の遂行に不相当と認められたとき

(6) 提案事業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(7) 郵送、電子メール等の通信に関する事故については、宮崎市はいかなる責任も負わない。

(8) 選定された提案書の内容については、当該業務を実施するにあたり反映させるものとする。

附 則

この要領は、令和4年7月15日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。